

山都町地域防災計画 新旧対照表

令和4年度

【記載要領の説明】

- **赤字**は 新規・修正及び追加（新）
- **青字**は 記載場所の一部修正（旧）
- **青字**は 削除・修正（旧のみ）
- **【略】** 変更がないところを省略して記載
- **黒字**は 変更がない（新・旧）
- ⇒ 修正・追加・削除・新規・整合

【共通災害対策編】

現行（令和3年度山都町地域防災計画）	修正案（令和4年度山都町地域防災計画）	P
<p>第1章【略】 第2章 第1～第2節【略】 第3節 2 地域住民等自主防災組織 (1) 組織の編成単位 ア・イ項【略】 ウ 山都町自主防災組織の設立状況 自主防災組織の設立率は、自治振興区28中27が設立、1個の未設立の自治振興区は、行政区毎設立したため、令和3年4月1日で100%の設立となった。 エ項【略】</p> <p>(2) 組織づくり【本文(略)】 ア 地域防災リーダーの育成 熊本県が、実施する防災士育成講座「火の国防災塾」に数多くの希望者を募り、防災士の育成を図るとともに、早期の山都町防災士会発足を促し、地域における防災リーダーの育成の強化を推進する。 イ【略】</p>	<p>第1章【略】 第2章 第1～第2節【略】 第3節 2 地域における自主防災組織のあり方 ⇒ 修正・追加 (1) 組織の編成単位 ア・イ項【略】 ウ 山都町自主防災組織の設立状況 令和3年4月1日現在、自主防災組織の設立率は、28自治振興区全てが設立し、自主防災組織設立率100%となった。 また、行政区としての自主防災組織の設立を促進し、令和4年6月1日までに行政区による自主防災組織の10組織が新たに設立した。 (令和4年6月1日現在 合計：<u>37組織が設立</u>) エ項【略】</p> <p>(2) 組織づくり【本文(略)】 ア 地域防災リーダーの育成 熊本県が、実施する防災士育成講座「火の国防災塾」に数多くの希望者を募り、防災士の育成を図るとともに、令和4年度末までには、「山都町防災士会(仮称)」発足を促し、地域における防災リーダーの育成の強化を推進する。 イ【略】 ウ 地域における防災リーダーとして自覚 ⇒ 追加 自治振興区会長、行政区区長、地域の班長・組長は、防災士等は、地域防災リーダーとして地域を先導し、防災訓練を積極的に行い、また自助における各人の自覚の促進及び共助における地域の防災力向上に努めるものとする。</p>	<p>3 8 14 15</p>

現行（令和2年度山都町地域防災計画）	修正案（令和3年度山都町地域防災計画）	P
未記載	<p>第4節 女性参画による地域防災力の向上 → 新規記載</p> <p>1 災害時の地域組織の意義と現状</p> <p>(1) 地域組織の現状と問題点 地域防災活動は、個々や地域全体への災害時の影響をできるだけ少なくするために、現状では特に、避難行動と避難生活を重視して行われている。 しかし、担い手の高齢化、若手を中心とした住民の地域組織離れは一層進んでおり、過疎化・高齢化が進んでいる。また、地域防災活動の現状や未来は決して明るいものとは言えない。</p> <p>(2) 理 由 災害時、行政・救援機関による「公助」が、災害後すぐに全ての被害者のもとに、支援に駆けつけたり、複雑な避難生活の課題を全面的にサポートすることが難しいためであると考えられる。 また、高齢化・過疎化の問題が大きなウエイトを占める。</p> <p>(3) 地域における対策 ア 平素から「自助」「共助」の力を官民挙げて一緒に高め、「共助」との協働のもと、災害時の「公助」の支援の効果・質も高めることを目指す必要がある。 イ 自主防災組織とその活動に、非常に大きな期待がかけられており、行政も地域防災活動に、非常に大きな責務を負っている。そのため、行政は自主防災組織と連携を図り、組織の活動を活性化するため有効的な支援を行う。 ウ 自治振興区・行政区・自主防災組織の体制・運営・活動自体のあり方や自治体のコミュニティ政策との連動など、地域活動全般への多様な住民の参加促進を可能とする環境整備を行って行けるか、特に女性が参画しやすい雰囲気を助長して、地域防災力の向上を図る。</p> <p>2 地域防災活動への女性視点・参画の重要性 災害直後の避難誘導や救命救助の場合、基本的認識として平日昼間に主に地域にいるのは、高齢者・女性・中学生以下の子供たちであること。特に避難支援が必要とされる乳幼児や要介護の高齢者・障害者、その付き添いの家族も女性が多いことが、これまでの災害から学んだ。 災害時、避難時、避難生活等に置いて女性の視線、活動については、非常に重要な役割と認識する。</p>	16

未記載	<p>よって、地域防災活動の女性参画を推進するとともに自主防災組織の女性部の設立（現在30%）を重視する。</p> <p>3 災害時の男女共同参画に関連した主な課題</p> <p>(1) 避難生活（避難所）における衛生・栄養・育児・介護などの問題点（被災者の命・健康を脅かす。）</p> <p>(2) 高血圧・高血糖や喘息などの慢性疾患の悪化、肺炎や新型コロナ（インフルエンザ等）などの感染症、食中毒、食物アレルギー等の問題など、リスクは多岐にわたる。</p> <p>(3) 仮設トイレも男女別でない場所、照明も不十分で、和式トイレも多い。高齢者は、トイレに行く回数を減らすため、飲食する量を減らす、またトイレを我慢することで、膀胱炎やエコノミークラス症候群等で亡くなるケースも少なくない。</p> <p>(4) 大規模災害における避難所の生活環境の悪化の中で亡くなる「関連死」する人を多く出してしまうことにつながる。これは、災害における2次的な被害であり人災である。</p> <p>(5) 多くの女性たちは、災害時の避難所等における避難生活の中で、プライバシーや衛生問題・治安面での不安などの困難に加えて、学校・保育園等の子育て、子供・高齢者を抱えた状態で、一層困難な状況になる。</p> <p>4 地域における防災力向上のための女性参画</p> <p>(1) 防災会議員の女性の選定</p> <p>(2) 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。</p> <p>(3) 防災知識の普及、訓練を実施する際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。</p> <p>(4) 町は、避難所の運営における女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザー配布等に難所における安全性を確保する。</p> <p>(5) 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所における運営</p> <p>(6) 主体的な担い手として女性の位置付け</p> <p>災害対応において女性が果たす役割は大きいことを認識し、女性の意思決定の場への参画や、リーダーとしての活躍を推進することが重要である。</p>	16
		17

現行 (令和2年度山都町地域防災計画)	修正案 (令和3年度山都町地域防災計画)	P
<p>第5節 防災訓練計画 【本文 (略)】</p> <p>1 総合防災訓練 【本部 (略)】</p> <p>2 個別防災訓練 町及び各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。(訓練年基準回数)</p> <p>(1) 情報収集伝達(通信)訓練 (4回)</p> <p>(2) 参集(非常呼集)訓練 (4回)</p> <p>(3) 災害対策本部等設置訓練 (2回)</p> <p>(4) 水防訓練 (必要により)</p> <p>(5) 消防訓練 (1回)</p> <p>(6) 避難(誘導)訓練 (2回)</p> <p>(7) 救出・救護訓練 (隔年)</p> <p>(8) 輸送訓練 (必要により)</p> <p>(9) 総合防災訓練 (1回)</p> <p>(10) その他必要な訓練 (状況により上記と連携して実施)</p>	<p>第6節 防災訓練計画 【本文 (略)】</p> <p>1 県防災訓練への参加 ⇒ 追加 県が実施する防災訓練に参加し、県の状況付与に対して被害情報に基づく対応訓練及び関係機関との連携並びに各種処置事項を演練して防災能力の向上を図る。併せて、県の要請によるコントローラとして他の自治体への派遣依頼等においても積極的に参加し、該当自治体の対応要領を確認する等、我町との相違等を確認して問題点を把握するとともに、職員自らのスキルアップの向上に資する。</p> <p>2 総合防災訓練 可能な限り防災関係機関や地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて訓練を実施するものとし、町単独実施が困難な場合は、近隣の町と合同で訓練を実施するなど、極力定期的に実施するものとする。 この際、総合防災訓練の実施においては、隔年ごとの実施とし、実動訓練を基準とする。 また、関係機関(警察・消防・自衛隊等)及び消防団等との連携を図るとともに、住民含めた訓練を行う。一般地震災害対応の訓練を実働訓練として行った場合は、南海トラフ地震対応訓練については、机上訓練を実施するものとする。</p> <p>3 基礎となる防災訓練(机上訓練) 基礎となる防災訓練(机上訓練)は、年度1回の訓練とし、風水害想定訓練と隔年ごとの実施を基準とする。</p> <p>4 個別防災訓練【本文(略)】 町及び各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。 (地震防災訓練年度1回基準)</p> <p>(1) 参集(非常呼集)訓練 (2回)</p> <p>(2) 災害対策本部等設置訓練 (3回)</p> <p>(3) 情報収集伝達(通信)訓練 (4回)</p> <p>(4) 避難(誘導)訓練 (1回)</p> <p>(5) 救出・救護訓練 (1回)</p> <p>(6) 物資輸送訓練・避難所開設訓練・確認訓練(想定による。)</p> <p>(7) その他必要な訓練(当時の状況による。)</p>	<p>18</p> <p>18</p> <p>19</p>

現行（令和2年度山都町地域防災計画）				修正案（令和3年度山都町地域防災計画）				P
第1節 1 【略】 2 (1) 【略】 (2) 災害対策本部の分掌事務				第1節 1 【略】 2 (1) 【略】 (2) 災害対策本部の分掌事務				21
部	部長	班名及び班長	分掌事務	部	部長	班名及び班長	分掌事務	22
総務対策部	総務課長 (企画政策課長)	危機管理対策班 危機管理対策班 長 防災係長 (危機管理監)	1～18 【略】	総務対策部	総務課長 (議会事務局長)	危機管理対策班 危機管理対策 班長 防災係長 (危機管理監)	1～18 【略】	23
	総務課長 (企画政策課長)	総務班 総務班長 総務係長 (財政係長・人 事給与係長・管 理係長)	1～13 【略】		総務課長 (総務課長補佐)	総務班 総務班長 総務係長 (財政係長・人 事給与係長・管 理係長)	1～13 【略】	24

現行（令和2年度山都町地域防災計画）				修正案（令和3年度山都町地域防災計画）				P
部	部長	班名及び班長	分掌事務	部	部長	班名及び班長	分掌事務	
総務部	企画政策課長	企画政策班 企画政策班長 企画係長 (情報係長・復興推進室長)	1～9【略】 6 対策本部室準備 (ネット環境の設置等) 7 対策部共通事務及び班共通事務に関する事項 9 受援計画（マニュアル）に関する事項	総務部	企画政策課長	企画政策班 企画政策班長 企画係長 (情報係長・復興推進室長)	1～5・8【略】 6 災对本部室のネット環境の設置及び情報収集に関する事項 7 災害対策本部室情報資材に関する提供及び設置に関する事項 ※災对本部室 システム班及び報道対応として勤務 9 受援計画（マニュアル）における受援班の運用に関する事項	24
	地籍調査課長	避難所統制班 避難所統制班 地籍調査係長	1 指定避難所班の全般統制（総括） 2 指定避難所の開設状況の確認（開設の有無） 3 指定避難所者数の確認・報告（ 4 避難所開設状況の把握及び指定避難所の公衆電話の導通点検に関する事項 5 避難所への備蓄品及び支援物資の配布の担当課との調整（避難所班） 6 車中泊者数・場所・集約に関する事項の把握及び避難場所等の集約の統制		農林振興課（総務課長）	避難所統制班 避難所統制班長 地籍調査係長 (農地係長)	1 指定避難所確認班の全般統制（総括） 2 指定避難所の開設状況の確認（開設の有無） 3 指定避難所者数の確認・報告（災对本部へ） 4 避難所開設状況の把握及び指定避難所の公衆電話の導通点検に関する事項 (避難所班及び避難所設置班をもって確認する。) 5 避難所への備蓄品及び支援物資の配布の担当課との調整（避難所班） 6 車中泊者数・場所・集約に関する事項の把握及び避難場所等の集約のための統制	24
福祉対策部	福祉課長	福祉部 福祉係長 (高齢者支援係長)	1～8【略】 9 避難所班の応援に関する事項 10 高齢者等（災害時要配慮者）の避難に関する事項 11 策部共通事務及び班共通事務に関する事項 12 災害時要配慮者等の個別避難確保に関する事項	福祉対策部	福祉課長	福祉班 福祉班長 福祉係長 (高齢者支援係長)	1～8・11【略】 9 特別指定避難所（感染症専用）開設・運営に関する事項 10 高齢者等の「災害時個別避難確保計画」に関する事項 12 災害時要配慮者等の個別避難確保計画に関する	25

現行（令和2年度山都町地域防災計画）				修正案（令和3年度山都町地域防災計画）				P
部	部長	班名及び班長	分掌事務	部	部長	班名及び班長	分掌事務	
福祉衛生対策部	医療対策本	医療対策班 健康ほけん係長 (国民年金係長)	1～8 【略】	福祉衛生対策部	健康ほけん課長	医療対策班 健康ほけん係長 (国民年金係長)	1～8 【略】	26
	病院事務長	病院総務班 病院総務係長 (病院医事係長)	1～5 【略】		病院事務長	病院総務班 病院総務係長 (病院医事係長)	1～5 【略】	26
	税務住民課超	被害家屋認定班 課税係長 (徴収係長)	1～6 【略】		税務住民課長	被害家屋認定班 被害家屋認定班長 課税係長 (徴収係長)	1～4 【略】 5 災害対策本部室設置・運用に関する事項 6 救援物資・備蓄品等の配・配布に関する事項（増援） 7 担当指定避難所避難所運営及び確認に関する事項 8 指定避難所開設に関する事項	

					<p>救援物資班</p> <p>救援物資班長 山の都づくり 推進室長 (SDG s 推進室 長)</p>	<p>1～6 【略】</p> <p>8 救援物資及び備蓄倉庫等の施設の安全に関する 事項</p> <p>9 【略】</p>	26
	山の都創造課	<p>救援物資班 山の都づくり 推進室長 (グランドデザ イン推進室長)</p>	1～6 【略】	<p>救援物資・商工観光部</p> <p>商工観光課長(山の都創造課)</p>	<p>商工観光班</p> <p>商工観光班長 商工観光係長 (施設整備係長)</p>	<p>I～4及び8～10 【略】</p> <p>5 救援物資班の配布・管理等に関する事項</p> <p>6 町が管理する備蓄品の輸送・配分に関する事項 (災害時)</p> <p>7 救援物資及び備蓄倉庫等の施設の安全に関する 事項</p>	26

現行（令和2年度山都町地域防災計画）				修正案（令和3年度山都町地域防災計画）				P
部	部長	班名及び班長	分掌事務	部	部長	班名及び班長	分掌事務	
環境対策部	環境水道課長	環境衛生班 環境衛生班長 環境衛生係長	【略】	環境対策部	環境水道課長	環境衛生班 環境衛生班長 環境衛生係長	【変更事項なし】	27
		水道班 水道班長 工務係長 (経理係長)	【略】			水道班 水道班長 工務係長 (経理係長)	【変更事項なし】	28
商工観光労働村	山の都創造課長	商工観光班 商工観光班長 商工観光係長	変更事項なし	削除	削除	削除	削除	
農林対策部	農林振興課	農政対策班 農政対策班長 農政係長 (農村整備係長)	1～7【略】	農林対策部	農林振興課	農政対策班 農政対策班長 農政係長 (有機農業推進室長)	1～8【4項除く 略】 4 指定避難所開設に関する事項	
		林政対策班 林政対策班長 林政係長	【略】			林政対策班 林政対策班長 林政係長 (有機農業推進室長)	変更事項なし	

第3章 災害応急対策 【災害対策本部の文書事務】

(右欄のPは町地域防災計画の該当ページ)

現行（令和2年度山都町地域防災計画）				修正案（令和3年度山都町地域防災計画）				P
部	部長	班名及び班長	分掌事務	部	部長	班名及び班長	分掌事務	
土木住宅対策部	建設課長	土木対策部 土木対策班長 土木係長 (高速道路 対策室長)	【略】	土木住宅対策部	建設課長	土木対策部 土木対策班長 土木係長 (高速道路 対策室長)	【変更事項なし】	29
		住宅対策班 住宅対策班長	【略】			住宅対策班 住宅対策班長	【変更事項なし】	
文教対策部	学校教育課	学校教育班 学校教育班長 学校教育係長	【略】	文教対策部	学校教育課	学校教育班 学校教育班長 学校教育係長	【変更事項なし】	30
	生涯学習課	施設対策班 施設対策班長 生涯学習係長 (体育施設設 備推進室長)	1～5【略】		生涯学習課	施設対策班 施設対策班長 生涯学習係長 (体育施設設 備推進室長)	1～6【3項除く 略】 3 指定避難所開設に関する事項	

第3章 災害応急対策 【災害対策本部の文書事務】

(右欄のPは町地域防災計画の該当ページ)

現行（令和2年度山都町地域防災計画）				修正案（令和3年度山都町地域防災計画）				P
部	部長	班名及び班長	分掌事務	部	部長	班名及び班長	分掌事務	
出納対策部	会計課長	出納対策班 出納対策班長 会計係長	1～6【略】	出納対策部	会計課長	出納対策班 出納対策班長 会計係長	【変更事項なし】	30
応援対策部 議会事務局等	※ 他の班に属さないもの	1 町会議員の安否確認 2 災害対策本部室の設置・運用に関する事項	応援対策部 議会事務局等	※ 他の班に属さないもの	1 町会議員の安否確認 2 議会事務局長は、総務課長不在時に総務対策部長業務を代行するものとする。⇒ 追加 3 災害対策本部室の設置・運用に関する事項			

第3章 災害応急対策 【災害対策本部の分掌事務】

(右欄のPは町地域防災計画の該当ページ)

現行（令和2年度山都町地域防災計画）		修正案（令和4年度山都町地域防災計画）				P	
令和2年度記載を削除し、新たな編成とした。		指定避難所名	責任担当課 担当課	人数	備考		
		1	千寿苑	健康ほけん課	5	○指定避難所及び福祉避難所としての運用 ○ワクチン接種等使用している場合は、限定した避難者の受入れとする。 ○災害の大きさによっては、ワクチン接種を一時的に中止する場合がある。 ※ 大災害時は、当時の状況による。	
				福祉課			
		2	清和支所	清和支所	2		○指定避難所としての運用 (蘇陽支所は、併せて福祉避難所として運用) ※細部は、支所計画
			蘇陽支所	蘇陽支所	2		
		3	中央公民館	総務課	2		○指定避難所として運用 ○感染症対策として当分の間、指定避難所として運
				商工観光課	1		

		山の都創造課		用を継続する。 ○千寿苑の避難者が多くなり、受入れが困難な場合は、可能な避難者を受入れる。 以下 略	31
4	清和山村基幹 集落センター	生涯学習課	1	○指定避難所としての運用	
		税務住民課	2		
5	馬見原公民館	農林振興課	1		
		税務住民課	2		
6	清和保健 センター	福祉課	3	○必要により運用する。 (感染症発生時(濃厚接触者含む)、)避難者が避難を希望した場合は、開設するが当時の状況による。	
※ 修正 【略】		⇒ 修正 ※ 令和4年度の避難所の開設については、感染症の状況、予防的避難及び災害の規模・種類による避難者の避難状況により判断する。 ○ 基本的手順：警報発表⇒第1号配備態勢(避難所開設準備)⇒警戒レベル3「高齢者等避難発令」(①②③避難所開設)⇒避難状況により④⑤⑥を追加開設 ⇒必要により⑦を開設 ※ 避難所開設及び運用に関する事項は「令和4年度避難所マニュアル」によるものとする。			31

(3) 職員配置指定避難所の担当課について

現行（令和2年度山都町地域防災計画）				修正案（令和3年度山都町地域防災計画）				P
班	応援課（班）等	指定避難所名	備考	班	確認担当指定避難所	応援課（班）等	備考	
1班	出納対策班	JA名連川支所	すべて削除	1班	旧白糸第3小学校	生涯学習課	○確認担当指定避難所（職員配置の無い指定避難所）の安全確認、避難状況及び要望等を確認する。 ○編成は、2名1組の編成を基準とするが、細部の編成は各課計画とする。 ○担当課は、災害が発生し、災害対策本部等が設置された場合に限る。災害対策本部室（避難所統制班）の指示のもと、担当する指定避難所の状況を確認するものとする ※ 被害等の状況により、各課担当の指定避難所の確認を変更する可能性がある。 ※ 使用車両は、課内の公用車とするが、使用が困難な場合は、災害対策本部室と調整する。	32
2班		下名連石老人憩いの家			旧白糸第2小学校			
3班	被害家屋認定班	皆和		2班	白糸第1体育館	総務課		
4班	山の都創造課	中島体育館			御岳中央地区コミュニティ「皆和」			
5班	農林振興課	下矢部改善センター		3班	下名連石老人憩いの家	税務住民課		
6班	生涯学習課	白糸第1体育館			JA名連川支所			
7班		白糸第2体育館		旧朝日小学校				
8班		白糸第3体育館		下矢部西部改善センター	4班	下矢部東部体育館		
			中島体育館					

3章 災害応急対策 【災害対策本部の文書事務】

（右欄のPは町地域防災計画の該当ページ）

<p>※ 新規記載のため第2節を第3節とした。</p>	<p>第3章 第1節【略】 ⇒ 新規記載（県と整合） 第2節 応急対策職員派遣制度の活用に関する事項 1 応急対策職員派遣制度の基本的な事項 本制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 本制度は、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものである。 (2) 本制度は、地方公共団体間の災害相互応援協定等を妨げるものではないこと。 (3) 本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。 (4) 本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。</p>	33
-----------------------------	---	----

	<p>ア 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。</p> <p>イ 被災市区町村の長への助言、主要担当職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、関係機関及び県との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。</p>	34
	<p>(5) 応援職員のニーズ等の把握</p> <p>次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。</p> <p>ア 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性</p> <p>イ 前号について応援職員の派遣が必要なときは、その派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）</p> <p>ウ 総括支援チームの派遣の必要性</p> <p>エ 応援職員の派遣に関して必要な情報</p> <p>2 受援体制（平常時における受援体制の整備等）</p> <p>町は、災害時に円滑に応援職員の受入ができるよう、あらかじめ次に掲げる事項等を取りまとめた受援計画の策定を行うなど、受援体制について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>(1) 庁内全体の応援受入の窓口となる受援担当者</p> <p>(2) 応援職員が担う受援対象業務と必要人数</p> <p>(3) 各受援対象業務の担当部署における受援担当者</p> <p>(4) 応援要請の手順</p> <p>3 都道府県は、区域内の市区町村に対し、前項の取組に係る助言や支援を行うものとする。（応援職員受入時の体制整備）</p> <p>町は、災害時の応援職員の受入に際し、受援が円滑に機能するため、次に掲げる取組等により、応援職員の受入体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 応援職員の執務スペースの確保</p> <p>(2) 業務に必要な資機材等の準備</p> <p>(3) 受援に関する庁内調整会議の開催</p>	35

<p>第4節 自衛隊派遣要請計画 1項・2項(1)(2)(3)【略】</p>	<p>第4節 自衛隊派遣要請計画 1項・2項(1)(2)(3)【略】 (4) 自衛隊との平素の準備 陸上自衛隊警備担任部隊(第42即応機動連隊第1中隊)及び自衛隊地方協力本部(宇城募集案内所)に対して、防災訓練及び防災会議等への参加を依頼し、平素から関係強化を図る。</p>	<p>36</p>
<p>第10節 避難収用計画 1項～8項【略】 9 災害時要配慮者個別避難計画の推進 (1)～(9)【略】</p>	<p>第10節 避難収用計画 1項～8項【略】 9 災害時要配慮者個別避難計画の推進 (1)～(9)【略】</p>	<p>42</p>
	<p>(10) 災害時多言語電話サービスの導入について ⇒ 新規記載(県との整合) ア 外国人住民は、日本語に習熟しておらず必要な情報が伝わらないなどが原因で、災害時における情報把握、避難、生活手段の確保などの活動が円滑かつ迅速に行いにくい「要配慮者」として位置付けられている。 イ 令和3年度から、外国人住民の方々が避難所を利用する際、市町村職員等との円滑なコミュニケーションを支援するため、県下の避難所で利用できる災害時多言語電話通訳サービスを導入した。 ウ 災害時多言語電話通訳サービス (ア) 外国語対応専用ダイヤル 092-687-5053 (イ) 各避難所から直接電話を利用できます。(固定・携帯問わない) (ウ) 原則、避難所を運営する市町村職員等に利用していただくものですので、上記専用ダイヤルの番号については、外部には公開しないこと。 (エ) 平時には利用できません。 ※ 台風接近等に伴い事前に設置する際には、県からお知らせします。 (オ) 本サービスは通訳のみを行うものであり、コールセンター通訳者による相談対応はできません。相談対応が必要な場合は、熊本県外国人サポートセンターにて対応します。 ※ 電話番号(080-4275-4489) (午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日、年末年始除く)) (カ) 避難所カルテの入力 災害時に避難が長期化した場合等には、熊本県防災情報共有システム内の避難所カルテの入力を依頼する場合がある。その際に、災害対策基本法(昭和</p>	<p>50</p>

<p>第13節 1項【略】 2 遺体安置所及び検視場所 ⇒ 修正 災害により多数の死体発生した場合、医療機関等の検視施設及び公共機関の検視場所や遺体安置場所として下記の場所を指定する。</p> <p>第17節 1項・2項【略】 3項(1)(2)(4)【略】 (3) 救援物資集積場所 ⇒ 【※修正】 調達した物資又は県からの救援物資の集積場所は、山都町営中央体育館とする。</p>	<p>36年法律第223号)に定める「要配慮者」である「言語サポートが必要な人」の人数は、外国人住民に係る避難所支援を検討する際に、非常に重要な基礎情報となるため、確実な把握と入力を行う。 ※ 災害時多言語電話通訳サービスの実施に当り、担当課と協議して推進していく。</p> <p>第13節 1項【略】 2 遺体安置所及び検視場所 ⇒ 追加・修正 災害により多数の死体発生した場合、医療機関等の検視施設及び公共機関の検視場所や遺体安置場所として下記の場所を指定する。 浜町体育館及び馬見原体育館 ※ 浜町体育館は、救援物資集積場所の中央体育館の予備となっていることから、中央体育館が使用困難な場合は、救援物資集積場としての使用を優先する。また、浜町体育館が救援物資集積場所として使用する場合、遺体安置場所及び検視場所として旧御岳小体育館を指定する。</p> <p>第17節 1項・2項【略】 3項(1)(2)(4)【略】 (3) 救援物資集積場所 調達した物資又は県からの救援物資の集積場所は、山都町営中央体育館とする。 ⇒ 修正 ※ 町営中央体育館が被災し、又は使用が困難な場合には、救援物資集積場所を浜町体育館(予備)とする。ただし、使用については、遺体安置場(検視場所)の指定があるため、災害対策本部で協議し、使用の調整を行うものとする。</p>	<p>52</p> <p>55</p>
--	--	---------------------

<p>第26節 電力施設応急対策計画 ⇒ 追加 各地に発電所が設置されているため、送電線、変電所も散在し、また配線も溪谷、山野をぬって施設されている。しかし、地形的、気象的特殊条件から電力施設は災害を受けやすい状態にある。 本町においても九州電力と緊密な連絡を取り対策に万全を期する。</p>	<p>第26節 電力施設応急対策計画 各地に発電所が設置されているため、送電線、変電所も散在し、また配線も溪谷、山野をぬって施設されている。しかし、地形的、気象的特殊条件から電力施設は災害を受けやすい状態にある。本町においても九州電力と緊密な連絡を取り対策に万全を期する。 ⇒ 追加 また、再生可能エネルギー制度改正に伴い太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電等あらゆる可能性を考慮し、災害時に避難所、重要施設等の電力の供給を一時的に補うように検討する。この際、山都町の地域的特性を生かした、水力発電による再生可能エネルギーの発電事業を重視する。</p>	63
<p>第31節 未記載</p>	<p>第31節 防災拠点施設整備計画 ⇒ 新規記載 山都町防災拠点施設「山都町運動公園」を大規模災害時の防災拠点として、山都町営中央グラウンドを含む周辺エリアに新規設置を計画するものである。 1 基本方針 本施設は、非常時は「大規模災害時の防災拠点」として、平時は「スポーツ振興の拠点」として多様化する住民のニーズに対応する施設を基本方針とする。 2 計画内容 (1) 公園名：山都町運動公園 (2) 事業種別：特定地区公園事業 (3) 公園全体面積：8.7ha（施設全体面積：5.7ha） 3 防災拠点としての役割 大規模災害時の防災拠点として室内外避難所・救援物資の集積場所・救援部隊の活動拠点としての役割を有する。また、災害対策本部である役場庁舎及び福祉避難所である保健福祉センター千寿苑との連携を図り効果的な運用を行う。 4 公園周辺の役割 (1) 公園全体を防災拠点施設として位置付ける。 (2) 避難者の駐車場及び災害派遣部隊（自衛隊・警察・消防等）の現地指揮所、駐車場及び宿泊場所 (3) 災害派遣時の野外入浴施設及び炊出し場所の設置</p>	65

	<p>(4) マンホールトイレ・耐震性貯水槽、かまどベンチ、防災対応東屋等の設置</p> <p>(5) 防災ヘリ等の航空機離発着場所としての運用</p> <p>(6) 災害時車中泊場所及び野外避難場所としての運用</p> <p>5 体育館施設の役割</p> <p>(1) 災害時及び予防的避難時に指定避難所としての運用を行う。</p> <p>(2) 大規模災害時、指定緊急避難場所等の集約に伴う最終的避難場所として運用する。</p> <p>(3) 救援物資集積場所及び配布場所としての運用</p> <p>(4) 防災備蓄倉庫の設置(公園避難者分の保管を基準とする。)</p> <p>(5) 会議室等の現地対策本部としての活用等</p> <p>6 今後の検討事項</p> <p>防災拠点施設整備計画を踏まえ、災害時、防災拠点施設としての役割が可能なように調整する。また、効果的な運用に資するよう検討を継続する。</p>	65
--	--	----

【風水害対策編】

現行（令和2年度山都町地域防災計画）	修正案（令和3年度山都町地域防災計画）	P
第1章 総側 【略】	第1章 総側 【略】	2
第1節～第3節 【略】	第1節～第3節 【略】	3
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
第1節 【略】	第1節 【略】	
1～2 【略】	1～2 【略】	
3 道路橋梁対策	3 道路橋梁対策 ⇒ 修正（経年変化）	4
(1) 道路対策	(1) 道路対策	
山都町の道路延長は、次のとおりである。Y	山都町の道路延長は、次のとおりである。	
国道 8231m 主要地方道 19733.1m	国道 8231m 主要地方道 19733.1m	
一般県道 16991.3m 町道 9404.4m	一般県道 16991.3m 町道 9341.37m	
(2) 橋梁対策	(2) 橋梁対策	
町内道路に架設された橋梁は 338 本であり、そのうち永久橋	町内道路に架設された橋梁は342本であり、そのうち永久橋342本で	
338 本である。橋梁については、平成25年度から令和4年度	ある。橋梁については、平成25年度から令和4年度までに調査を実施した	
までに調査を実施したうえで、必要な橋梁を計画的に改修する。	うえで、必要な橋梁を計画的に改修する。	7
第3章	第3章	
第1節 【略】	第1節 【略】	
第2節	第2節	
1 予報・警報等の定義	1 予報・警報等の定義 ⇒ 追加	9
(1) (2) 【略】	(1) (2) 【略】	
	(3) 土砂災害警戒情報	
	大雨警報（土砂災害）の発表後に、命の危険を及ぼす土砂災害が、いつ	
	発生してもおかしくない状況の時に、発表されるものであり、警戒レベル4	
	相当	
	第4節	
1 項及び表 【略】	1 項及び表 【略】	
①略	①略	
	⇒ 追加	
	② 警戒レベル3は、高齢者等以外の人、必要に応じ普段の行動を見合	
	わせ始める。また、避難の準備をする等の危険を感じたら自主的に避難	
	するタイミングである。	
	また、警報の発令がない場合においても、夜間・早朝等の大雨警報等が	
	発表される可能性が高い場合は、明るい段階（夏場：17時、冬場：15	
	時を基準）で警戒レベル3「高齢者等避難」を発令する場合がある。	11

【地震災害対策編】

第2 配備態勢 表 【略】

ては、机上訓練を実施するものとする。

- 3 基礎となる防災訓練（机上訓練）
 基礎となる防災訓練（机上訓練）は、年度1回の訓練とし、風水害想定訓練と隔年ごとの実施を基準とする。

第3章

第1節 【略】

第2節 職員配置計画

1 指揮系統 【略】

2 組織の確立

(1) 職員の配置 【略】

(2) 本部会議 【略】

※ 地震時の職員参集基準は、下記の「地震時の職員参集基準」とする。

地震時の職員参集基準

⇒ 修正・追加

表内の第1号・3号配備態勢 【略】

第2 配備態勢	5 強	役場全課等	<p>[勤務時間内] ○熊本地方气象台 ⇒防災係 ⇒総務課長（防災係：庁内放送） ⇒職員</p> <p>[勤務時間外] ○熊本地方气象台 ⇒防災係 ⇒総務課長（防災係：庁内放送） ⇒職員</p> <p>○震度5強の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、各課等の示された職員は、直ちに自主登庁するものとする。</p> <p>※ <u>LVにより職員参集の周知を勤務時間、問わず実施する。</u></p> <p>○職員は、各課等1/2を基準として出勤し、必要に応じて増員するものとする。（細部は、各課計画とする。）</p> <p>○防災係4名は、登庁して被害情報の収集及び県等へ定時報告を行うとともに、じ後の警戒体制を確保する。</p>
---------	-----	-------	---

7

11

12

14

現行（令和2年度山都町地域防災計画）	修正案（令和3年度山都町地域防災計画）	P
<p>第7節 避難収容計画 1項～4項 【略】 5 避難所の開設及び運営 (1)～(3) 【略】</p>	<p>第7節 避難収容計画 1項～4項 【略】 5 避難所の開設及び運営 (1)～(4) 【(3) 除く 略】 (3) 避難所運営職員の派遣 ⇒ 新規追加 ア 指定避難所を開設した場合、各指定避難所（指定した6か所）には、その維持管理のため原則として町職員を配置するものとする。その他の指定避難所（指定避難所8カ所）については、開設・運営は住民で行うが、避難所担当課（者）を指定して、該当避難所の安全の確保及び避難者の状況並びにニーズ等の確認を行うものとする。 イ 指定緊急避難所を開設する場合、開設・運営については、地域住民により行うが、避難状況及び救援物資等の要望を役場に要請するとともに、役場担当部署は、その避難状況を把握し、救援物資等の配布について適切に対応するものとする。</p>	<p>20</p>

(令和4年6月30日現在)